

## 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の保存活用等に係る提言と回答

提 言 (令和元年 11月 20 日付 保存会→教育長)			回 答 (令和元年 12月 26 日付 教育長→保存会)
区 分	内 容	説 明	
1. 包括的事項得	<p>(1) 「文化財保護法」に規定する「文化財保存活用地域計画」策定の検討を始める事。</p> <p>過日県に電話確認しましたところ、今年度中の大綱の策定を目指し、年明けにはパブリックコメントを予定しているとのことです。また、県内では、県の大綱の策定を見据えて、既に「地域計画」の策定に向けて準備を始めた自治体もあるところです。</p> <p>地域計画は、文化財の保存活用に関する法定計画でありますことから、本市においても速やかに策定されるべきものと思慮致します。</p> <p>従いまして、県の大綱を勘案する中で伊東市の地域計画を策定するか否かを検討するのではなく、地域計画を策定するための検討に入るべきだと思慮致します。</p>	<p>このことについては、平成30年度にも同じ項目を提言したところですが、県が策定する「文化財保存活用大綱」(以下「大綱」という。)を勘案する中で、「文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定するか否かを検討する旨のご回答をいただいたところです。</p>	<p>「文化財保存活用地域計画」については、静岡県が本年度中に策定を予定している「静岡県文化財保存活用大綱」を勘案する中で、市町において策定するものであり、地域における文化財の総合的な保存・活用を図る計画として重要であると認識しております。</p> <p>現在、国史跡にしてされている「江戸城石垣石丁場跡」の保存・活用をすすめるため、保存活用計画の策定に取り組んでおりますが、他の指定文化財においても個別保存活用計画の策定を求められていることから、これらの優先度を検討する中で進めて参ります。</p>
	<p>(2) 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の文化的な価値を損</p>	<p>御石ヶ沢地区、多賀地地区あるいはその近隣地区に関わる大規模な開発計画がこれまでにいくつかあったところですが、当保存会が承知する限り、ゴルフ場建設計画、産業廃棄物最終処分場建設計画、大規模太陽光発電所建</p>	<p>国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」については、文化財保護法及び伊東市文化財保護条例に基づいた文化財の保護施策とともに、他法との関連も含めて関係課と連携して対応してまいります。</p>

<p>なないためには、その周辺環境も含めて一体的に保存する必要があると考えることから、御石ヶ沢及び多賀地地区に係る開発を一層抑制できるあるいは禁止できる戦略的な政策対応をとること。</p>	<p>設計画がありました。諸事情の中で、現時点ではそれらの計画はいずれも進んでいませんが、市民の反対運動が起ころうとして、少なからず市民との摩擦を生んだ計画もありました。</p> <p>もし、この中の計画が一つでも進められていれば、現在の国史跡の指定あるいは市史跡の指定はなかったかも知れません。即ち、貴重な市民、国民の文化的な財産が失われていたかもしれません。また、現時点では、新たに御石ヶ沢地区、多賀地地区の土地所有者となった会社は、詳細は不明ながらも、なにがしかの土地利用の事業計画を考えていると土地所有者から直接聞いています。</p> <p>これからも、史跡の周辺で開発計画が繰り返されることがあり得ることから、貴重な市民、国民の文化的な財産を良好な状態で保全できる戦略的な政策対応が必要であると思慮致します。</p>	
<p>(3) 令和元年度に予定されている「伊東市景観計画」の見直しに際して、指定文化財の周辺環境について、良好な景観を維持保全する観点から、その文化財の価値を損ねてはならない旨の項目を加えるよう、文化財を所掌する教育委員会として、積極的に働きかけること。</p>	<p>平成30年度に行われた「伊東市景観計画」の見直しに当たって募集されたパブリックコメントの中に、太陽光発電設備の新設等に係る「行為地の制限」に関して、「行為地は史跡、名勝、天然記念物、文化的景観など、その周辺景観と一体となって良好な景観を形成すべき文化財の価値を損ねてはならない。」という項目を追加すべしとする意見があったところですが、この意見に対して、市は、「文化財に関する事項は、多方面にわたり重要かつ慎重な対応を要することから、今後の検討課題と考えています。」と回答しています。</p> <p>後に、このパブリックコメントの回答に対する検討の進捗状況を照会(所掌は都市計画課)したところ、令和元年度に、当該項目も含めて再度の「伊東市景観計画」の見直し(検討)を行い、当該項目については、文化財を所掌する教育委員会にも事前に協議するとのことでした。つきまし</p>	<p>伊東市景観計画及び伊東市景観形成基本計画の改定に当たり、関係各課が参加する府内会議が実施されていますので、文化財の環境にも配慮した協議を行ってまいります。</p>

	<p>ては、当該項目を追加すべきことを庁内において積極的に働きかけるべきものと思慮致します。</p> <p>また、令和元年度の「伊東市景観計画」の見直しが太陽光発電設備の新設等に限定されるものか否かはわかりませんが、当該項目について可能な限りその他の場合にも普遍化できるように働きかけるべきものと思慮致します。</p>	
<p>(4) 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」及び市史跡「東浦路」の見学コース上にある倒木の撤去を迅速に処理すること。また、作業者の手配などで撤去に時間がかかるときには、入り口に一時的な通行禁止の看板を設置し、見学者の安全確保や利便の用に供すること。</p>	<p>大風や台風の後は史跡の見学コース上に倒木が発生することがありますが、当保存会が撤去することが可能な程度の小規模なものであれば、史跡パトロールの中で随時撤去してきたところです。また、当保存会の手に負えないものについては、速やかに報告書を提出しているところです。</p> <p>当保存会の報告書で現場の状況を把握しているにも関わらず、倒木の撤去が迅速に行えない場合には、せっかく史跡を訪れた見学者が通行ができなかったり、途中まで行って引き返さざるを得なかったりして、その利便が著しく損なわれることになります。また、木に引っかかっていて倒れきっていない倒木は、いつ見学者の頭上に落花してくるかわからず、大変危険な状態が続く場合もあります。倒木の撤去は迅速な処理が必要であると思慮致します。</p> <p>大風や台風などその被害が市内の広範囲に及ぶ場合には、すぐに作業者の手配ができないこともありますので、倒木の撤去に時間がかかる場合には、見学コースの入り口に一時通行止めの看板を立てるなどして、見学者の安全と利便の用に供すべきだと思慮致します。</p>	<p>指定地内の安全の確保については、関係各課と連携して務めてまいります。</p>
<p>(5) 史跡の見学コースの維持管理について、それが公道である場合を含めて、</p>	<p>当保存会では、教育委員会からの協力依頼に基づいて、史跡の見学コースの除草、軽微な倒木の撤去などを行っていますが、それが公道である区間については、伊東市長との取り決めによる「アダプトシステム」により、同じく</p>	<p>文化財の管理は、所有者等が行うことになりますので、法定外公共物（赤道）の主幹課において、文化財の管理に努めていただくよう、連携して取り組んでまいります。</p>

	<p>文化財保護の観点から関連各課との基本的なルールを明確化すること。</p>	<p>除草等の美化活動を行っているところです。従いまして、パトロールの報告書は、同じものを市長部局(建設課)と教育委員会(生涯学習課)の両方に提出しています。</p> <p>同じ報告書を市役所内の2箇所に提出することは大した労力ではありませんので構いませんが、見学コースの維持管理は、どこの部署が責任をもつのか判然と致しませんし、どこを窓口をするのかも判然と致しません。維持管理予算の確保も含めて、文化財保護の観点から、関連各課との間で基本的な維持管理のルールを明確にしておくべきだと思慮致します。</p>	
<p>2. 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」に関する事項</p>	<p>(6) 国史跡「江戸城石垣石丁場跡」に関して、既指定区域に追加して指定すべき区域について、具体的な候補地の検討を始めること。</p>	<p>このことにつきましては、平成28年度に同様の提言をしているところですが、時間が経過しましたことから、あらためて同様の提言をするものです。</p> <p>平成28年3月に江戸城石垣石丁場遺跡の一部が国史跡に指定され、現在その保存活用計画を策定中ですが、あと1年あまりの内には保存活用計画も完成することから、追加して史跡に指定されるべき具体的な候補地のいくつかについて、その考え方及び保存活用に係る管理者(伊東市)の体制、予算などについて検討を始めるべきと思慮致します。</p>	<p>史跡指定地における保存活用計画の策定作業を進めている段階ですので、保存活用計画策定後の実施に向けた取り組みを優先し、追加指定については段階的に検討致します。</p>
	<p>(7) 江戸石丁場遺跡に係る宇佐美海岸の海中調査の準備について検討すること。</p>	<p>このことについては、平成29年度にも同じ項目を提言したところですが、「保存活用計画」策定の準備のため、本格的な調査は検討していない旨のご回答をいただいたところです。</p> <p>宇佐美地区の海中の遺跡がどうなっているかは、山の国史跡「江戸城石垣石丁場跡」と江戸との連続したつながりを明確にできる大事な要因だと思慮致しますことから、また、「保存活用計画」策定作業も稼働し始めたところであり、海中調査の話題は、国史跡「江戸城石垣石丁場跡」</p>	<p>これまでの本格的な石丁場の調査は予定していませんが、石丁場遺跡における情報収集に向けた分布調査に務めてまいります。</p>

	への市民、国民の一層の関心を醸成する格好の材料にもなり得るものでありますことから、予算等も含めて海中調査の準備の検討をすべきと思慮致します。	
(8) 「伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会」(以下「委員会」という。)の市民等の傍聴を可能とする規定を「伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例」(以下「委員会条例」という。)に基づく「伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会規則」(以下「委員会規則」という。)に明記すること。	委員会の傍聴は、市民の権利と考えられることから、また市民を主役とする本市の市政運営の基本に直接関わることでもありますことから、傍聴可能のしつらえは、委員会条例に基づく委員会規則に明記するべきだと思慮致します。	傍聴に関しては、伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例第2条第1号に基づく委員会の所掌事務の位置づけに含まれるものと捉えています。

#### \* 伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例

##### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用計画の策定に必要な調査、審議等に関すること。
- (2) その他伊東市江戸城石垣石丁場跡の保存活用のために必要な事項に関すること。

##### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

以上